

先生各位

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び取扱い」 改正について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、保医発第 1031007 号にて「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び取扱い」に一部改正がございましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《 適用 日 》 平成 15 年 11 月 1 日（土）

《 改正 内容 》

改正 後	改正 前
<p>1 除菌前の感染診断</p> <p>除菌前の感染診断については、内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に対し、次の<u>6項目の検査法</u>のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1回に限り算定できる。</p> <p>迅速ウレアーゼ試験 鏡検法 培養法 抗体測定 尿素呼気試験 <u>抗原測定</u></p>	<p>1 除菌前の感染診断</p> <p>除菌前の感染診断については、内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に対し、次の5項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1回に限り算定できる。</p> <p>迅速ウレアーゼ試験 鏡検法 培養法 抗体測定 尿素呼気試験</p>